

公益財団法人日弁連法務研究財団「滝井繁男行政争訟奨励賞」表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日弁連法務研究財団（以下「財団」という。）に設置された「滝井繁男行政訴訟等活性化積立資金」（以下「滝井資金」という。）の事業として、その目的である行政争訟の活性化の実現のため、行政法及び行政争訟制度の研究の深化並びに行政争訟に関する法律実務の改善に関し、優れた研究や顕著なる功績を残した者又は団体を表彰することにより、その研究・実践活動を広く内外に周知させ、もって国民の権利救済に寄与することを目的として定めるものである。

(賞の趣旨)

第2条 財団は、前条の目的のため、滝井資金の事業として「滝井繁男行政争訟奨励賞」（以下「奨励賞」という。）を設ける。

(受賞対象)

第3条 奨励賞の受賞対象は、次の各号に定める者又は団体とする。

- (1) 行政法及び行政争訟制度の研究において、国民の権利救済を図る方向で優れた研究成果を残し、行政争訟等の発展と国民の権利救済に寄与したと認められる者又は団体。
- (2) 行政争訟等に関する法律実務において、従前の判例や取扱いの変更等の成果を勝ち取り、法律実務の改善に顕著なる功績を残し、行政争訟等の発展と国民の権利救済に寄与したと認められる者又は団体。

(本賞及び副賞)

第4条 奨励賞の本賞は、賞状とし、副賞は、賞金50万円とする。

2 副賞の賞金は、滝井資金を財源とする。

(受賞者の人数)

第5条 奨励賞の受賞者は、毎年度2名(団体)以内とし、該当者がいない場合は受賞者なしとすることもできる。

(受賞候補者の推薦等)

第6条 財団は、奨励賞の受賞候補者を広く求める趣旨により、行政法及び行政争訟制度に専門的識見を有する団体及び個人に対し、受賞候補者の推薦を依頼する。

2 奨励賞の受賞候補者の推薦は、別に定める推薦要項に従い、所定の推薦書及び必要書類等を添付して、財団に提出する。

(選考委員会)

第7条 財団は、受賞者の選考及び審査をするため、滝井繁男行政争訟奨励賞選考委

- 員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
- 2 選考委員会は、行政法及び行政争訟制度に関する受賞対象であることを踏まえ、次の各号に掲げる委員5名から10名により構成する。
 - (1) 理事長が指名した者 若干名
 - (2) 財団の理事以外の行政法及び行政争訟制度に関する学識経験者 若干名
 - 3 委員は、選考の都度、理事会において選任する。その場合、学識経験者が半数以上を占めるものとする。
 - 4 選考委員会は、委員の互選により、委員長1名を置く。
 - 5 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 6 受賞者の選考については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 7 委員長は、選考結果を理事長に報告しなければならない。
 - 8 委員は、審査の経過を外部に漏らしてはならない。
 - 9 委員が受賞候補者となる場合や受賞候補者と直接の利害関係者となる場合など選考結果につき特別の利害関係を有するときは、決議に参加しないものとする。

(受賞者の決定)

第8条 受賞者は、選考委員会の選考結果に基づき、理事会が決定する。

(表彰の時期等)

第9条 表彰の時期及び表彰方法は、理事会で決定する。

(受賞の公表)

第10条 受賞者が決定したときは、受賞者の氏名、受賞理由その他理事会が必要と認めた事項を財団の広報誌及びホームページに掲載して周知する。

(事務)

第11条 この規程にかかわる事務は、滝井繁男行政訴訟等活性化積立資金運営委員会が担当する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。